（ガス関係報告規則の一部改正）

第四条　ガス関係報告規則（平成二十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「第五条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項の表中「第五条第三項」を「第七条第三項」に、「第十五条第四項」を「第十九条第四項」に改める。

第四条中第一項中「第五条第三項」を「第七条第三項」に改める。

（ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正）

第五条　ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十五条第四項」を「第十九条第四項」に改める。

附　則

この省令は、ガス事業法及び独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十号）の施行の日（令和五年一月十六日）から施行する。